

社会保険への切り替えを検討する 2 STEP

健康保険と厚生年金に切り替えると、保険料や年金受給額はどう変わるのが A さん夫妻を例に見ていきましょう。

STEP

1 健康保険料と年金保険料

国民健康保険・国民年金に加入

※年間の額	
世帯給与	1,680,000 円
国民健康保険料(4人)	156,400 円
国民年金保険料(2人)	407,520 円
保険料合計	563,920 円



A さん家族

4人家族 東京都新宿区在住
(夫、妻共に30代で子供2人)

給料 10万円/月

他の収入 妻 4万円/月(パート)

健康保険・厚生年金に加入

※年間の額	
被保険者給与	1,200,000 円
健康保険料(4人)	117,360 円
厚生年金保険料(1人)	215,208 円
国民年金保険料(2人)	0 円
保険料合計	332,568 円

231,352 円の差

STEP

2 年金受給額と保障

年金額(40年加入)

年額 約80万円

国民年金のみに加入した場合の例

傷病手当金

保障なし

国民健康保険・国民年金に加入

健康保険・厚生年金に加入

年金額

40年のうち20年、
厚生年金に加入すると…

年額

約92万円

12万円 UP

傷病手当金

病気やけがで会社を4日以上続けて休んだ場合は、社会保険から傷病手当金の受取り
(給料の支払いがない場合)

日額 例)30日休んだ場合

2,180円

[27日分支給で
58,860円]

社会保険に関するQ&A

Q. 宗教法人は社会保険に加入しなくてはならないのでしょうか？

A. 法人から1円でも給料が出ている場合は、加入しなくてはいけないという法律があります。

Q. 宗教者に労働時間という概念はあるのでしょうか？

A. 日々のお祈りや祭儀を執り行うことはすべて布教活動です。布教活動は利益の発生しない奉仕活動なので、賃金は発生せず、労働時間とはみなしません。

Q. 加入の手続きや、加入後の書類の作成は面倒ではないですか？

A. 手続きする書類や場所は増えますが、加入の際はもちろんのこと、加入後のフォローまで専門の社労士が行いますので、安心してお任せください。

Q. 他にアルバイトをしていても社会保険に入れますか？

A. 宗教法人として加入できます。個人事業で他にお仕事をされている場合も、可能です。

Q. 健康保険と厚生年金の保険料は毎月どれくらいかかりますか？

A. 毎月の収入の約30%が健康保険と厚生年金の保険料となります。国民健康保険や国民年金の保険料のように減免制度はありません。